近世社会経済史から見た「仕掛」について

桜井信哉

はじめに

近年の近世貨幣史研究の進展により、近世特有の貨幣現象の解明が進んだことは既に別稿で指摘した。[1] 具体的には、銭匁研究、近世初期の米の貨幣的使用、六道銭の研究などが著しく進展した。

しかし、近世は複雑な貨幣の使用が見られた時代であり、近世特有の貨幣現象はまだまだ十分に解明されているとはいいがたいと考える。本稿では、その例として「仕掛」の慣習について取り上げる。

近世社会経済史で「仕掛」だけを取り上げて分析した研究はまだ存在しないと思われるが、近世文学研究ではかなり以前から言及が見られる。そのわけは、井原西鶴などの作品にこの言葉が現れるからであり、近世文学研究者がこれらの言葉をなおざりにできるはずがない。現在までのところ、この「仕掛」について最も総合的に言及したのは井原西鶴の研究などで知られる前田金五郎氏であろう。その前田氏が結論として仕掛について下した結論は以下のようなものである。

銀目で物品を買い小判または銭で支払う時、或は給銀を支払う時などに、銀貨対金・銭貨の相場よりも、金・銭貨の相場を高く定めて、払い手に有利に支払う事を小判・銭の仕掛というのであって、商人、奉公人、職人などの経済的弱者に対して、買手・主人・問

図1　呉服の製造過程と仕掛

和糸荷主⇨和糸問屋（糸店と間之町店）⇨糸仲買屋→西陣織屋⇨撰糸仲買商（上之店）→京都呉服問屋（京本店）

屋などが行った悪どい支払い法であり、あるいは奉公人の懐を肥す一法でもあった。[2]

例を挙げれば以下のようになる。ここに四二〇匁の商品があり、金相場はちょうど一両＝六〇匁だったとする。この商品を買う人間が代金を銀で支払う場合は問題がないが、金で払う場合は七両払うべきである。しかし、このような際に金の価値を意図的に高くして一両＝七〇匁で支払えれば六両ですみ、一両の得となる。もちろんこのような行為が普通出来るはずがないので、経済的弱者に対して行われたと考えられるわけである。

このように近世社会経済史上も興味深いと考えられる仕掛であるが、社会経済史的な研究はあまり進んでいない。株仲間組合の研究、荷受問屋資本の研究、会計制度の研究を行う過程で簡単に触れられたに過ぎない。

むしろ、前田氏の分析は、文学作品のみならず、近世史研究でよく使われる『地方凡例録』や天保一三年（一八四二）の株仲間再興時の大坂の町触れにも依拠しているため、従来の社会経済史的研究より総合的に分析しているといえるだろう。

その前田氏が、著作で四頁にわたり「銭・小判の仕掛」について言及した後、最後に「なお近世社会経済史専攻の方々の御示教を願って筆を擱く」と結んでいるのは、近世社会経済史学がこの問題に積極的に取り組むことを促したと読める。そこで、本稿では仕掛に関する記述が多く見られる京都の西陣を中心にこの未解明の分野に取り組むものである。

京都の西陣をめぐる商取引はおおむね図1のように表すことができると思われる。（　）のなかは三井越後屋本店のそれぞれの店の名前を示している。⇨は仕掛の確認できた経路である。

以下ではまず、前田氏が解明した仕掛に近いと見られる西陣織屋に対する仕掛から見ていく。

一　西陣織屋への仕掛

仕掛について最も古い社会経済史的な研究は澤田章氏によるものであろう。澤田氏は、西陣織屋仲間の取引方法の変遷を分析する過程で「金銀銭仕掛」について言及した。

何歩引正味、何割引正味といふ。正味といふことは、歩引以外金銀相場は時の相場に従つて取引し、金銀の仕掛を行はぬ義である。ところが金銀相場は絶えず変動するものであつて、之が為に損益を生ずることは、商取引に従事する者の第一に考慮を要する問題であり、この相場の変動に有利に備ふる必要上、仕切勘定の際、時の相場に何歩仕掛を行ふということが、一種の商習慣となつて居つた。西陣製品の取引上に於ても歩引以外金銀の仕掛が行はれて、時の相場に二歩或三歩宛仕掛をしたものである。(3)

「歩引」とは売上高に対して一定の割合でかけられる手数料のことである。つまり、「歩引」を引いた後の残額を金で相場どおりに支払えば「正味」であるが、その金の相場を相場変動に備えて前述したように意図的に高くして支払えば「仕掛」となるわけである。

この仕掛が実際には搾取的に実施されていたことは、仕切の心得として伝えられていることを見てもわかる。

仕切の節金詰メ之儀、譬は払相場六十匁之時、差引残て仕切の銀三十匁有之候ヲ、金二歩払遣一盃に候得共、是等仕切之事に候得者、金一歩ト銀十五匁にして払可申候。左候得者右十五匁を銭にて払候故、銭相場壱匁仕掛に候得ば、金にて払候より仕掛違道丈ケ徳用に相成申候。是等之算盤詰、能呑込候て算用可致候。其余之金詰とても右に順候事。(4)

すなわち、金二歩払えばぴったり払えるときでも、金は一歩しか支払わず、残りの一歩分については銭で支払うことにして、その銭による支払いの際に再び仕掛を行えというのである。実にがめつい利益確保の方法であり、前田氏の「悪どい支払い法」という呼び方も妥当であろう。

このような慣習の起源は三井上之店と言われている。三井上之店とは上方で三井本店の仕入れを担当していた店である。

西陣高機織屋に限らす、都而絹売買ハ元来正味の現銀商ひにてありしに、三井上之店撰糸店といふ此店始まりしより、金仕掛またハ歩引壱割引日合附出来たり。

（中略）古老の言しハ三井上之店出来てより、已前とは西陣織屋衰微したりといふ。[5]

これは三井家による西陣織屋の金融支配を示すものとしてしばしば引かれるエピソードであるが、ここでは金仕掛を始めたのが三井上之店であるという記述に注目したい。三井の直買い店が上之店と称し始めたのは貞享二年（一六八五）と言われているので、[6]この記述が正しければ仕掛の成立はそれ以降ということになる。

さて、このように行われていた仕掛であったが、問題があったためであろう、宝永年中に一度廃止された。[7]しかし、その後、次第に復活し相場から大きく離れた仲間相場を使うようになっていたため、ついに、延享四年（一七四七）五月に西陣撰糸織屋仲間が仲買仲間の横暴を訴え出て絹代銀五歩引正味を哀願した。その結果は不明であるが、仕掛は結局続いたと見られている。[8]実際以下の事例を見れば一九世紀も仕掛が行われていたことはよくわかるのである。

(1) 鍵屋久兵衛一件

次の史料は、西陣織屋と京都呉服問屋の間で絹を売買している鍵屋久兵衛という仲買が文化元年（一八〇四）に縮緬織屋仲間に対して出した詫び状である。[9]

一札之事

一私義仲買渡世仕居候て、是迄其御仲ケ間織屋様方より絹買請居候処、糸目等無理成取方仕、又ハ直段金仕掛ケ等迄相対之外非道之算用仕候段、大ニ心得違ニ御座候ニ付、此度御仲ケ間中より御売留之義被成被下候段御尤ニ奉存、申訳も無御座奉誤入候。是迄之儀ハ御用捨被下候て、已後ハ直段糸目等御相対之通急度相守、非道成義不仕、正路ニ取引可仕候。尤代金仕掛之儀ハ触相場より壱匁仕掛ケ絹入目弐匁之外仕間敷候。右之趣相違無御座候。依之請人差入候間、自然御相対相違仕、無躰之御算用等御座候ハヽ、其時請人罷出、右非道之勘定其外惣て埒明可申候。為後日一札仍て如件。

文化元年子十一月　　鍵屋久兵衛　忰又吉印

母ちよ印　　河原町夷川上ル町

受人　桧皮屋九右衛門印

右又吉手代嘉七書判　西加茂田尻村

受人　小嶋兵右衛門印

縮緬織屋

御仲ケ間中

すなわち、鍵屋久兵衛は縮緬織屋から絹を購入する際に、「糸目」で無理を言い、金仕掛を合意した以上に取ったため、同仲間から売り止めとされてしまった。そこで、鍵屋久兵衛がこれからは「糸目」はかつての合意通りとし正しい取引を行なうことを約束し、金仕掛は「触相場より壱匁仕掛ケ」「絹入目弐匁」としたのである。

「糸目」とは、「歩引」と同じく手数料であるが、「歩引」のように売上高に一定の割合でかけるのではなく、商品の一定量（疋など）に対してかける手数料である。[10] この「糸目」をかけることを「入目」というので、「絹入目弐匁」というのは縮緬一疋に対して「弐匁」の糸目を取ることで合意したということであろう。

(2)誉田屋庄兵衛一件

次に見るのは織屋と京都呉服問屋の間で絹を売買していた誉田屋庄兵衛が文政二年（一八一九）におこした事件である。[11] 仕掛が些細な価格の問題に収まらず社会的問題にまで発展したことを示す事例である。

まずはこの事件の前提として同年一〇月二八日に出された京都町触を見てみよう。[12]

一金相場追々下直ニ相成候処、諸色仕入買物代、或ハ下職へ之払方等不実之高相場を以取引致し候者も有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候。金銭共時々之相場を見合、右体不実之取引致間敷候。若不相用者有之候ハヽ、吟味之上吃度可申候条、此旨洛中洛外へ不漏様可申遣候事。

十月廿八日

すなわち、当時は文政改鋳にともなう金相場下落が原因で上方からの下し代物の売買に従事する商人にとっては苦しい状況が続いていた。つまり、金相場下落により江戸で下し代物の価格が高騰し、そのため下し代物の売り上げが落ち込んだ。この点については別稿を予定しているが、[13] これが原因で、仕入れの際に支払う代金や下職に支払う賃金に不実な仕掛が行なわれていたという。町触れはきちんと「時々之相場」を守るように命じ、守らない者を厳しく取り締まるとした。

しかし、時を同じくして以下のような事件がおきてしまった。[14]

一金相場下落ニ就キ商職共六ケ敷、此節西陣織屋暫相休

居候。就右下職之者ニハ甚及難渋候処、巻物屋之内相庭ニ仕掛を致し可相払様子相聞候由ニて猶々下職及難義、伏見上京妙蓮寺門前へ相集候様張紙致し凡三百人計も寄集り談義之上、織物中買中大家故誉田屋庄兵衛殿方を目当ニシテ廿九日七ツ時頃より大勢詰寄、手代吉兵衛と申者を貰ヒ度由申、暮夜ニ入殊之外及騒動候ニ付、

まず、金相場下落に伴って、西陣織屋では仕事を休まなければいけなくなり、下職の人達は生活が苦しくなっていた。そこで、下職の人達は、支払いに仕掛が行われていることに怒り、伏見上京妙蓮寺に集合するよう張り紙を出したところ、三〇〇人も集まり、二九日には仲買の大手だった誉田屋庄兵衛の家に詰め寄せ、手代吉兵衛の引渡しを要求するという騒ぎを引き起こした。

誉庄より内々栗坂ニ頼遣候処、最早御役所へ相聞、御役人衆同夜四ツ頃誉田屋江御出即刻当町上下之門を〆、徒業(あだわざ)之者三十人計縄付ニ成候。扨又誉庄殿并別家手代壱人其外手代善兵衛共三人是亦縄付ニ而、御引被成候。其後、徒業頭分五人入牢被仰付、誉庄殿始三人ハ東上り屋へ被集候。

しかし、この騒動は幕府の耳に達すると、役人衆がやってきて、町を締め切った上で、デモ隊側の三〇人を縄付きとし、誉田屋庄兵衛側も三人が連行された。

然ニ誉田屋親類中店表江頼ニ参り両替店筋へ頼入候。尤当店(京本店)八郎右衛門様御名前ニ付、八郎右衛門様よりも両替店へ被仰付、早速内頼有之候。然ル処、四五日過候而、誉庄殿始三人ニハ手錠ニて先日番へ御戻し昼夜町内ニて番被仰付候。

但同十二月中旬主人并手代　御免

十一月朔日

この件につき誉田屋の親類が三井京都両替店に解放してくれるよう請願し、また三井京本店も同両替店に頼んだりしていたところ、数日後に町内での預りとなった。そして、一二月中旬には誉田屋庄兵衛らは釈放となったという。

なおこのようなトラブルは幕末にいたるまで見られた。すなわち、安政七年（一八六〇）一月西陣西機織仲間は開港に伴う物価高で難儀しているので仕掛を廃止して正味取引にしてくれと訴え出た。[15] それによると従来は金一両につき銀四分から二匁の仕掛が行われえていたという。西陣西

機織仲間は仕掛の廃止を求める一方で、従来の仕掛銀の要領で銀五分宛をお預け銀として公儀へ預けることにしたい、そしてその預け銀は西陣下職の困窮を助けるために町奉行所から玄米一〇〇〇石を拝借しその代銀に当てたい、という要求も行った。

これに対し仲買仲間のほうは仕掛は決して仲間の利得ではなく金銀相場の変動対策が目的であると反論した。結局、両者は和解し織屋仲間が絹代金一両につき二分五厘宛、仲買仲間は口銭之内払金一両に付き二分五厘宛を出し、都合五分を仲買仲間の手元で積立金として拝借米の分賦上納に充てることにしたという。[16]

以上を見ると、前田氏の書いた仕掛の定義と微妙な差が見出せるであろう。すなわち、仕掛には、前田氏の言うように「商人、奉公人、職人などの経済的弱者に対して、買手・主人・問屋などが行った悪どい支払い法」というべき性格があった一方で、金銀相場変動への対処という目的のため認められている部分もあったのである。

そして、以下で見るように和糸取引で商人相手に行われていた仕掛は西陣の職人に対するそれに較べて金銀相場変動に備えるという性格がより強かったと思われる。

二　和糸取引の仕掛

(1)一八世紀

和糸問屋の仕掛の起源については西陣の職人に対する仕掛の起源と異なり定説はない。しかし、和糸問屋は西陣が使うことになる和糸を売買するのであるから、西陣と上之店の間にある商習慣が遡るようにして入り込んだ可能性はある。

実際、この取引で今までに知られている仕掛はかなり古い。三井の企業本部というべき大元方が享保一七年（一七三二）の営業目標額として配下の間之町店に指示した内容が以下のものである。[17] すなわち、取引額は一三〇〇貫、[18] それにより得られる総収入が一〇七貫、それに伴う総支出が七七・一六貫である。すると純益は二九・八四貫となる。

仕掛と関係のあるのは、この総収入として見込まれている項目にある。すなわち、総収入一〇七貫の細目は、口銭取二六貫、田舎客衆利足取四八貫、勘定之節利足取四・五貫、仕掛徳二八・五貫である。口銭取は「問屋が荷主から送荷して来た商品を仲買へ売却する際に、仲買と荷主の双方から取引金額の一分を拾得するもの」であり、田舎客衆

利足取は「荷主への貸附銀に対する利息」である。前者は商品取引業たる問屋の本質的な利益であるが、後者はこの間之町店が貸付資本としても機能していたことを示すものであり、その金額も口銭取よりも多くなっている。

ところで、本稿にとって大事なのは、口銭取よりも多額となっている「仕掛徳」である。森岡氏は以下のように書いている。長い引用となるが大事なのですべて引用する。

仕掛引といふのは本来は金銀比価の相場変動による損失を補塡する目的を以て差し引かれたものであって、之は仲買、問屋間の決済が銀目で行はれたのに対し、東国の荷主とは金目による取引が多かったために発生したものと思はれる。この仕掛銀は取引の際、問屋は仲買へ、荷主は問屋へ支払ったもので収入の分に記載されてゐる仕掛徳は問屋が荷主から支払を受ける分であり、これに対応する「糸屋町仕掛払」「卿方仕掛払」が支出の項に計上されてゐる。而して問屋の仲買への仕掛払が僅に銀十一貫五百匁であるのに反し、荷主から問屋へ支払った仕掛銀の額がその倍以上に上ってゐて、問屋利益の重要な一部を構成している所からみると、この場合の仕掛銀は金銀比価の変動に備えるといふ本来的な意義よりも、何らか第二義的なものが附加されてゐる如く考えられるのであるが、今その事情を解明し得ないのを遺憾とする。

つまり、この間之町店自身も仲買に仕掛を支払っているが、その額が荷主から受け取る仕掛の金額に較べると半分以下なので、単に金銀比価の変動だけでは説明がつかないというのである。これはおそらく間之町店がこの和糸流通に占めていた重要性が原因であり、三井上之店が西陣の職人から得ていた利益と似通った搾取的な性格があるためと思われる。そのため、この仕掛をめぐってもやはり一九世紀に問題が起きているので次に見てみる。

(2) 一九世紀

一九世紀に入ると仕掛についてより具体的に判明する。表1は文政期に糸仕切りを定めた「糸商内仕法書覚」から作成した。[19] 荷主と仲買の間に立って口銭を稼ぐことを業務とする糸問屋が、口銭を中心とする手数料をどのように計算し徴収していたかがわかる。

この表を式で表すと以下のようになる。すなわち、糸問屋が受け取る金額と支払う金額は、

受取金額＝（糸代銀＋口銭－早引）
／（時価相場＋一・一匁）
支払金額＝（糸代銀－口銭－早引－仕掛）
／（時価相場＋〇・三匁）

表1　銀建歩引商内　糸代銀に加減される金額

		荷主	支払金額	糸問屋（糸店）	受取金額	仲買
内　容	名目		割　合		割　合	
手数料	口銭		－1％		＋1％	
利　子	早引		－3％		－3％	
相場の補塡	仕掛		－4％			
換算相場 時価相場は64.5匁とする			64.8匁		65.6匁	

表2　金建現銀商内（文政10年6月）

		荷主	支払金額	糸問屋	受取金額	仲買
内　容	名目		割　合			
手数料	口銭		－1％		＋1％	

であり、最終的に糸問屋の利益は、

（受取金額－支払金額）＊六四・五匁－返品額－諸雑費＝糸問屋の利益

となる。

これを見て判明するのは「仕掛」にも二種類あったということである。すなわち、時価相場から乖離した換算相場を用いることが「仕掛」と呼ばれていた一方で、口銭と同様に取引額に一定の割合をかけて徴収する手数料も「仕掛」と呼ばれていたのである。

このような和糸取引における「仕掛」であるが、やはり職人に対する「仕掛」と同様、しばしば社会問題となった。まず、文政九年（一八二六）九月に西陣織屋仲間の訴えにより荷主・問屋・仲買の三方立会による金建現銀売買になり、仕掛は廃止された。[20] そして翌年に成立した新たな取引の規約は表2のようになる。[21]

先に見た式に直せば、

受取金額＝（糸代銀＋口銭）／時価相場
支払金額＝（糸代銀－口銭）／時価相場

となるが、仕掛がないので結局、最終的な利益は

口銭＋口銭－諸雑費＝糸問屋の利益

となる。

しかし、天保八年（一八三七）の新糸取引から古法に戻すことになった。[22] これは仲買と織屋の困窮が原因であると言われている。すなわち、従来は豊富な資金を持つ和糸問屋が前貸しを行うことで取引きを円滑に進めてきたにもかかわらず、新しい仕法により現金取引の形態になり、従来の和糸問屋の機能が否定された。しかし、西陣織屋や仲買にはそれを代替するだけの資金がなかった。また、それに加えて天保期の奢侈禁令で絹反物の価格が抑えられたため西陣織屋の衰退が進み、結局、従来の仕法に戻さざるをえなかったのである。

三　会計処理

以上で明らかなように仕掛はさまざまな問題を生みながらも幕末にいたるまで残った。そこで、最後に三井家の会計報告を史料として、仕掛という商習慣が会計上どのように処理されていたかを概観する。

(1)京都御用所

三井の京都御用所とは幕府御用達呉服物の仕入れ店であり、三井が幕府の呉服御用を貞享四年に引き受けた際に京本店のなかに設けられた。[23] この京都御用所の会計報告である『永代目録帳』には現在までのところ最も古い仕掛の会計記録が見られる。元禄一三年（一七〇〇）下期の『永代目録帳』を見ると、「代物請方」に「買物高」が一五二貫〇五三・六八六匁計上されている。つまり、当該期に一五二貫〇五三・六八六匁分の商品が仕入れられたことを意味している。しかし、その購入に際し支払われた金額としては「金銀払方」に「買物代払」一四八貫一九三・三九一匁計上されているにすぎない。すなわち、一五二貫余の価値があるものを購入するのに一四八貫ほどしか支払われていない。その差額は「利損差引」にある「買物日合」「同小判仕掛」で説明される。「買物日合」[24] は当該期は一貫八七五・五匁である。そして問題なのが「同小判仕掛」つまり「買物小判仕掛」である。すなわち、購入に際し仕掛を行ない利益を挙げているということであり、この時は一貫九八四・七九五匁に上っている。

(2)上之店

三井京本店の仕入れを担当していた上之店の会計報告に

も「仕掛」と類似した勘定科目がある。すでに見たように、仕掛という商慣習を始めたのは、他ならぬこの三井上之店であるとされているのであるから、その勘定科目に三井の他の店同様「仕掛」があるはずだと考えるのは自然であろう。しかし、現在上之店の決算報告として残る『上之店目録』にはその勘定項目がない。そのかわり、この上之店には「金払徳」という勘定科目がある。[25]

この「金払徳」という科目は「金銀請方」と「利寄」に出ている。計算の仕方は、「金銀払方」の総額から「金銀請方」の総額を差し引いた残額が「金払徳」とされており、それが最終的に「利寄」に計上されている。京都御用所の例と較べるとあまりはっきりしないが、恐らく同じ「仕掛」により得られた利益と思われる。そもそもこの「金払徳」は、文字通り読めば、金で払うことにより生じる利益であり、名前からして「仕掛」との類似性が高い。[26]

(3)京本店

京本店の会計報告には「仕掛引」という勘定科目があり、細目は「買帳、表通帳、大坂方、木綿方、誂方、染物方、悉皆方、縫誂方、駄賃帳」である。[27]このうち、「買帳」は買宿、買次商人関係であり、「表通帳、大坂方、木綿方、誂方、染物方、悉皆方、縫誂方」は、出入職人を掌握して仕上げ加工を行わせる京本店の部局であり、「駄賃帳」は飛脚関係である。[28]つまり、京本店が買次商人から商品を買ったときの代銀、出入職人への賃銀、飛脚への駄賃の支払いの際に仕掛を行い、それにより得られた利益をここに計上しているものと思われる。

しかし、京本店について興味深いのは、京都御用所や上之店と異なり、仕掛で利益を上げているのみならず、仕掛を支払っていると見られることである。すなわち、「売物払方」では、江戸本店と江戸弐町目店に対して下した売り物の総額から三・五%分を「小判仕掛引」として差し引いている。[29]つまり京本店が一〇〇〇貫の商品を江戸本店に売っても九六五貫しか江戸本店から受け取らないということとみられる。

言うまでもなく、京本店こそ三井越後屋本店の最上位の店であり、その店が支店に対して仕掛を支払っているのは、経済的弱者であるからではない。すなわち、京本店のこの仕掛については完全に金銀相場の変動に備えて取られた処置と見ることができる。

おわりに

以上、現在の段階で判明する「仕掛」について述べてきた。

まず、最初に「仕掛」が金銀相場変動に備える目的で行われていたが、現実には搾取的に運用されていたことを述べた。次に仕掛は三井上之店が西陣織屋へ行ったのが最も古いと見られることを述べた。さらに一八世紀から幕末までの西陣織屋への仕掛をめぐる紛争を述べ、特に誉田屋庄兵衛の仕掛が大きな問題を起こしたことを述べた。

和糸取引においても仕掛は行われていたが、この和糸取引のほうが金銀相場変動への対処という側面は強かった。西陣織屋への仕掛と同様に問題化し、一時廃止されたが、結局、和糸問屋が和糸流通に占めていた資金融通に関する重要な役割のために復活することになった。

最後に三井家の会計報告に仕掛がどのように現れているかを見たが、特に京本店が江戸に下す際の商品についても仕掛が見られることを述べ、これは純粋に金銀相場変動への対処という目的のために行われていたと見られることを述べた。

以上、井原西鶴の作品に見られる「仕掛」を、近世社会経済史の現在の研究レベルで実証することを行ってみた。前田氏の研究と較べると「仕掛」にもそれなりに必要性があったとみられること、また「仕掛」は問屋資本の前貸しと結びついていたことなどが判明したと思われる。今後とも近世の貨幣現象の多面的な分析が望まれると思われる。

(1) 拙稿「近年の江戸期貨幣史研究方法の展開」大塚勝夫編『経済史・経営史研究の現状』の第一章（三嶺書房、平成八年）五～二〇頁

(2) 前田金五郎著『西鶴語彙新考』（勉誠社、平成五年）二四四～二四七頁

(3) 澤田章『江戸時代西陣織屋仲間の研究』（大学堂、昭和四二年）一六八～一六九頁。なおこの本の初版は昭和七年に出ている。

(4) 澤田前掲書一七二頁

(5) 本庄栄治郎編『西陣史料』（清文堂出版、昭和四七年）五六頁

(6) 『三井事業史　本編第一巻』（昭和五五年）六八一頁

(7) 澤田前掲書一六九頁

(8) 澤田前掲書一七〇頁

(9) 安岡重明「西陣縮緬仲間の諸証文―1―（資料）」（『同志社商学』二九巻二号、昭和五二年）六～七頁

(10) 澤田前掲書一七四頁。
(11) 誉田屋庄兵衛とは三井京本店も文政年間に帯地を仕入れる際に取引相手としていた商人である。賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、昭和六〇年）三三九頁の第三―四〇表を参照のこと。誉田屋庄兵衛は創業享保五年（一七二〇）で京都室町二条に店舗をかまえていた。
(12) 三井文庫史料「永書」（本一三三）「永書抜萃」（本六七六）
(13) 『経営史学』に「近世における金銀相場変動の呉服問屋への影響――文政期を事例に――」と題する論文を発表する予定である。
(14) 三井文庫史料「永書」（本一三三）「永書抜萃」（本六七六）
(15) 澤田前掲書一七三頁
(16) 澤田前掲書二四一頁
(17) 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態――京都和糸絹問屋の場合――」（『史学雑誌』五九巻一号、昭和二五年）二四～二五頁
(18) ただし間之町店は和糸だけでなく和絹も取引していたのでこの取引額には和絹も含まれている。
(19) 賀川前掲書五三八頁
(20) 賀川前掲書五五七～五五八頁
(21) 賀川前掲書五五七頁
(22) 賀川前掲書五六三頁
(23) 『三井事業史　本編第一巻』（昭和五五年）六八頁
(24) 西川登『三井家勘定管見』（白桃書房、平成五年）七六頁には「仕入割引か前貸金の受取利息相当分か」とある。
(25) 西川前掲書二六八頁
(26) 他に西川登「三井越後屋上之店の目録（会計報告書）――宝永七年下期、寛保三年上期、文政元年下期（史料紹介）」（『商経論叢』三〇巻一号、平成六年）一七六～一八〇頁には同様な計算方法で「金払方出目」として出ている。
(27) 西川前掲書二四七頁
(28) 賀川前掲書三六八頁
(29) 西川前掲書一三二頁

（さくらい　しんや・日本学術振興会特別研究員）